

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係21 返還交渉前史（対米・対内）

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-12 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43734 |

井水公原返還向國之米則之水人

沖縄・小笠原返還問題に関する米側の考え方
について 昭和四二、九、三〇

近藤外務審議官

三木大臣のワシントンにおける議会談において示された米側の考え方を要約すれば、次のとおり。

一 安全保障問題

(1) 沖縄・小笠原返還問題を検討する場合、日本及び樺東の安全をいかにして保障するかの問題が第一義的、かつ、根本的问题であり、返還に関する世論及び国内政治上の問題は次元の問題である。

米国としては過渡的な政治的困難の故に究局的な安全保障の問題に制約を加えることはできない。

安全保障問題について統理と大統領との間に完全な相互理解ができるれば、その上で返還問題に関する国内世論や政治問題に

極秘
無期
8部の内
5号

どう対処するかについて話合うことができる。この二つの観を混合することはいけない。

(2) 米国は安保条約上日本の安全を保障する責任を負つており、日本防衛のため米国民の生命をコミットしている。核武装をしつつある中共に対してこの責任を遂行する義務を負つてゐる。米国がこの責任を遂行するためには対中共核抑止力も含めて十分な手段をもたねばならない。日本が中共の核脅威に対しても守つてくれと歎するならば、米国にこれに対応する手段をもたせるべきである。沖縄の軍事的役割りもこの見地から考慮されるべき問題である。

(3) 中共に対する抑止力は明示的 Credible でなくてはならず、最大限に活用されねばならない。沖縄の基地が政治的制約を受けることにより、その効用が減殺され、空の基地となるならば、それは單にプラフだけとなり、米国としては遂行手段を持たない

責任のみを負わされることとなる。これは米国として受諾できない。

二 安保条約

米国としては安保条約の締結には異論がないもののその締結を当然のこととして取扱うことなく、日本及び極東の安全の保障のために賛同するとの安保条約の基本的原則を日本側において再確認すべきであると考えている。

従つて総理訪米に当つて、沖縄、小笠原問題になんらかの前述を希望するならば総理及び大統領の間に領土の成を含めて安保条約締結について相互に確認の必要があるとの立場をとつてゐる。

三 沖縄返還問題

米国は近い将来において沖縄を返還する意志はない。しかし、日米関係の将来及び日本政府のおかれている困難な政治的立場を考慮して、日本の世論を沈静させるための中間的な措置を考慮する。

余地を残している。つまり從来の総理訪米の際の共同声明よりも表面的には一步前進した表現をとることについて協議する用意はある。ただし、前記「及び」の点が同時に了解されるとの前提がついている。またいかなる表現にせよ、返還の時期を示すことは不得として妥協できない。

さらに何時のことか分らないが返還までの过渡的期間において、いわゆる当面の問題（自治権拡大、本土との一体化、及び格差是正等）について、沖縄住民及び本土住民に希望をもたせることを、なんらかの措置（たとえば、主席公選、委員会の設置等）を検討する用意はある。

四 小笠原返還問題

沖縄問題より更に進んだ措置を米国としてとる可能性は多い。しかし(2)小笠原返還が却つて沖縄問題を悪化させのではないか、(3)米国の国民感情上硫黄島の処理をどうするか、(4)明年大統領選挙戦を控えて米国の権益を放棄することの困難性等の問題が残つており、これは前記(1)ないし(3)の諸問題の取扱いとも関連して結局大統領の裁断に係るとの態度をとつてゐる。

五 日本の貢献

わが方として沖縄について表面上一步前進を求め、又小笠原返還について米国の決断を求める以上米国として、米国の議会及び与論院に説明するために、わが方から、これにバランスする日本側の寄与を要求するものと予期すべきであろう。

米国がわが方に期待するところは、次の諸点にあると思われる。

(1) 日本の防衛努力の強化

(2) アジアの平和と安定のための日本の積極的役割

(3) ヴィエトナム戦争における米国の立場に対するわが国の理解と支持

(4) 米国の国際收支上の困難に対するわが国の寄与

これらの諸点が共同声明にどう取り入れられるかは日本の与論に対するインパクトを顧慮し、慎重に対処する必要があり、下手をすれば沖縄、小笠原問題で前進しても、その結果を抹殺する危険性をはらんでいる。